

令和4年3月15日から施行

クロスボウ 所持禁止

許可申請や廃棄等の措置を執らずに令和4年9月15日以降も所持し続けた場合は、不法所持となります！
令和4年9月14日以前であっても、クロスボウの発射・持ち運び・保管等に規制がかかります。



どんなクロスボウが
規制対象になるの？

規制対象となるのは、矢の運動エネルギーが
60J以上となるクロスボウです。
いわゆるピストルクロスボウを含め、市販されて
いるクロスボウは基本的に規制対象となります。

無償で処分します！

廃棄する場合には最寄りの
警察署に持ち込んで下さい。
無償で処分します。



詳細は警察庁
ホームページにて

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/hoan/crossbow/index.html>



許可制
に！

富山県警察・富山中央警察署